

◆七番（尾崎充典）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

選挙の開票事務の効率化を通して、行政の意識改革を促す質問を、七月参議院選挙直前の六月議会で行わせていただきました。その際に選挙管理委員会委員長から、意識改革の空念仏に終わらせないためにも、これまで裁判に出てきました当選訴訟の例をすべて集めて奈良県のマニュアルを作成し、市町村の選挙管理委員会に配布するとのお言葉をいただきました。その結果、県全体で開票事務の迅速化が実現、開票時間の短縮も実現できたとの報告を受けております。各市町村の選管の皆様をはじめ、指導いただいた県選管、努力された職員の皆様、大変ご苦労さまでございました。この結果を誇りとして、県民の皆様のため、行政はサービス業の原点に戻り、ともに努力していきましょう。また、県民の皆様には、よく頑張った職員に対して激励をしていただけたら幸いに存じます。

そこで、選挙管理委員会委員長にお尋ねします。参議院選挙における開票事務迅速化のための取り組み内容と、それによる効果の報告をお願いいたします。

次に、奈良県の企業誘致についてお尋ねいたします。

企業誘致は今日、絶対的に売り手市場です。これを前提としないでは何をやっても成功はありません。企業が求めているものを整理すると、立地条件としての交通の利便性、労働力の質と量があり、優遇措置としての企業誘致補助金や企業立地奨励金、そして固定資産税の減免等の措置などが挙げられます。しかしながら、財政的な規模や余裕を考えましても、奈良県が他府県と比較して有利と言える材料が見当たりません。さらには、企業の活動から一番望まれる迅速な対応の面でも、文化的な遺産が豊富な奈良県においてはメリットを出すことが困難と思えます。去る七月二十五日の定例記者会見において知事が発表されました企業誘致に関する県の対応策についての中から、具体的な手法の話がありました。その際、迅速に企業に提案するための方法を述べられているのを拝聴して、私が思い浮かべていたアイデアとリンクしているのに驚き、ますます知事のファンになりました。

尾崎充典がイメージする、企業が一番に求めるスピード対応のアイデアは、まず企業が必要とする用地にすぐに建設にかかれるようにすること、そのために在庫として商品カタログのように提示できるように、可能な限りの下準備をしておき、あらゆる企業の要求にこたえられるようにすることです。大中小、松竹梅と、在庫は多いほど効果的です。といいましても、県が買い取り、確保しておくのではなく、あくまで調査して準備しておくということです。そこで、奈良県が二〇〇六年四月より始めています、企業立地の促進のための市街化調整区域における規制緩和を生かして、インターチェンジ付近などの優良で安価な用地が売れ筋となることが期待できます。当然企業は費用対効果を一番に考えるものです。その場所だけでも調査をして準備しておくことは大事だと思います。カタログリスト、在庫をふやすためには、市町村や地域の業者の皆様からの情報を吸い上げ、それを精査するような工夫をすることで、行政コストも最小限に抑えることができます。企業の立場で考えますと、一時的な補助金や税の減免も魅力ですが、それよりも、新製品を開発してそのラインをつくり、製品を市場に送り出すまでの時間が短ければ短いほど大きな利益を生みます。その企業の規模が大きいほど、その利益は莫大なものとなり、補助金等のメリットはあるに越したことはないけれど、さほど重要なものではなくなります。スピード対応による成功例が奈良県で一つでもできると、その話はメディアや口コミで広がると考え

ます。たとえ成功例ができる前でも、奈良県の対応の早さや段取りのよさは評判になり、奈良県に頼んでも、遺跡調査もあるし無理やで、の風評はなくなると考えます。

そこで、知事にお尋ねします。企業誘致には、企業にストレスを感じさせないさらなる工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。現在の取り組みについてもお聞かせください。

また、本年八月に企業立地コンシェルジュが採用されましたが、その活動の状況と今後の取り組みについてもお伺いいたします。

次に、障害者福祉の取り組みについてお尋ねいたします。

障害者自立支援法は、障害者が普通に地域で暮らせる社会に、もっと障害者が働ける社会に、をうたい文句に成立した法律です。この法律の成り立ちをいま一度顧みますと、二〇〇五年の郵政民営化の是非を問うという郵政解散で、参議院での審議未了のまま廃案になりました。ところが、刺客などといってお祭りムードの中、与党が圧勝し、その後再提出され、あっさり与党多数で成立いたしました。介護保険制度の受益者負担の思想を障害者分野にも導入する、これを政府はねらっていたのだから、この結果は願ったりかなったりでありましょう。その施行から一年半以上がたちましたが、明らかに法が求める理想とは違う現実が生まれています。制度の不満から国の特別対策もとられました。応益負担の根本の解決とはなっていません。三年後の見直しが明記されていますが、本当に当初の制度設計が妥当だったのでしょうか。これだけ全国で苦しい声が叫ばれている事実を踏まえ、冷静な検証が必要であると思います。

昨年の年末に、国連で障害者権利条約が採択されました。世界各国では、障害のある人の権利の確立と社会参加の促進を目指して取り組みが始まっています。これに対して日本の状況は、明らかに国際社会の動きとは逆の方向へ向かっています。障害のある人々から上げられている苦しい声の中の一つには、この法律での障害者程度区分が介護保険制度の要介護認定をベースにしてつくられており、特に精神障害や知的障害のある人については、障害特性が正しく反映されず、低く認定されている実態があります。荒井知事は、さきの九月議会の一般質問の答弁の際には、県として国に対して改善を強く要求してきた。さらに国政の動きを注視しつつ、市町村など多くの方々からその実情や意見をお聞かせいただきたいとお答えを表明されました。

私は、ある方からの勧めがあり、この「どんぐりの家」という本を知りました。障害者運動にかかわる筆者が、どうしてもこれだけは描いておきたい、自立支援法という美しい名の法律のもとで苦しめられている障害者の生活の実態を一般の人々にも伝えなければならないとの執念が感じられる本です。その中で、この法律では、自分たちが動くたび、移動のたびにお金を払わなくてはならない、トイレも入浴もお金がかかり、トイレも我慢している、障害が重いほどお金がたくさんかかり、発作で入院でもしたら授産施設に行けなくなるので、その分施設の収入が減って、自分たちの生活を支える授産施設が閉鎖になってしまう、とありました。障害のある人ご自身の収入を超える応益負担などあり得ないのですが、それが現実となっているのがこの法律です。奈良県では、荒井知事を筆頭に、県や市町村に集められる苦しい声を国へ訴えている最中だと思います。県議会でも、二〇〇六年九月議会でこの法律の改正を求める意見書を提出し、公の場以外でも議論が絶えず行われているようです。

この現実を顧みて、県として何ができるのかを私は改めて考えました。県でできることは、障害のある人たちの地域移行の推進、就労の移行の推進であるとお聞きいたしました。本来ならば、障害のある人が地域に普通に住まうこと、身近な人やコミュニティーの支えがあって気軽に地域

で行動できる、障害のある人の目線の安心感があることが何よりだと考えております。それには、障害のある人に対する隣近所の人たちの正しい理解と、ともに住まうことが普通であるという意識が不可欠です。障害者自立支援法が直接、障害のある人の生活費に経済的に大きなダメージを与えている現状を見ても、何より、今県で進められている地域移行の推進が、環境整備が整わず、受入れ側のソフトの面も整わないまま推進されると、それは障害のある人ご自身にとっては精神的に大きく深い傷をまた背負うことになりかねません。それをしないためにも、まず、地域の温かい環境が必要です。

奈良県の割合を教えてくださいましたところ、全体の五%の方々が身体・知的・精神に障害のある人だそうです。私は、二十人に一人という割合は決してごくまれな人数ではなく、私たちの生活のそばに障害のある人がいらっしゃるというふうに感じました。家族や親類などに障害のある人がいるという人たちにとっては当たり前のことなのですが、一生深くかかわらない人が多いことがこの問題の根深さです。そのため、ふれあったり理解する機会がなく、手を携えるタイミングやきっかけがわからないという人が多いのではないのでしょうか。今までの日本社会では、異なる立場の者は、それぞれを分離して生活基盤をつくらうとして、分かれて生活するのが慣習でした。そのため、障害を持つ人を雇用するといった企業側の姿勢も生まれる機会が少なく、障害のある人は作業所へ通うのが主となっています。

そこで、まちの中にあるコンビニや商店やガソリンスタンドで、積極的に障害のある人が利用しやすいお店などがたくさんあれば、そこで働く人たちは自然とふれあうことができる、障害を持つお客様への正しい理解ができるきっかけになるのではと思うのです。つり銭の勘定ができない知的障害の人でも安心して買物ができる店があると、それだけでも行動範囲が広がり、近所に出歩くことが楽しくなると思うのです。明石市で十一月から、障害のある人が従事する福祉コンビニがオープンしました。自治体と連携したこのような福祉コンビニは初めてのようです。私の店は、私のコンビニは、私のガソリンスタンドは、障害のある人を理解して歓迎しています、どうか一度いらしてください、の歓迎の意思表示となるようなステッカーを作成して、張っていただく取り組みなどを提案いたします。この試みは、ステッカーだけをひとり歩きさせないで、本当にやさしく、へたくそでも温かい対応を担保していただく要望もしておきます。このようなことを通して、生活で身近なところでもっとふれあう機会が自然とふえないものかと考えています。

人は、不思議なことに、最初は違和感があったことなども、ふれあって身近になっていくにつれて、以前から当たり前にあったように思える、特別なものという感情がなくなる習性があります。自分と違った特性のある人に対して最初はびっくりし緊張もするのですが、かかわりがふえる中で自然に接することができるようになると思うのです。日常生活の端々で障害のある人と直接ふれあう機会があれば、自然に手を携えたりするような行動がふえていったりすると思うのです。ふれあうことで、障害のある人の目線に立ったまちづくりが徐々にできればと考えます。このように、私たちが懸命に、地域へ帰りたいと思う障害を持つ人への理解を深めようとするのは何よりも大切です。その実現のために欠かせないのは、障害のある人ご本人たちの意見や思いが反映される仕組みづくりであると考えます。その現場の声や相互の理解を深めるには、地域の一人ひとりの温かい思いの上に、当事者、支援団体の方々の熱意、それに企業や病院、学校、保育所等の地域施設や障害者相談員などの行動と市町村の協力、それらのすべてが一体となることが欠かせません。障害者自立支援法がきっかけとなり、奈良県内ではエリアごとに、自立支援協議

会が核となり、地域の理解を深めるための取り組みが進められていることは、大変意義があることと感じています。

そこで、福祉部長にお尋ねします。障害のある人が地域で安心して生活するため、自立支援協議会を中心にネットワークづくりの取り組みがなされていると聞きましたが、その内容をお聞かせください。

それから、国の制度の見直しがなされるまでの短期的な救済の取り組みとして、九月議会での知事の答弁を踏まえまして具体的な予算づけを要望しておきます。

次に、地球温暖化防止についてお尋ねします。

地球温暖化防止は、とても大事なテーマです。しかしながら、実感として県民の皆様 に伝わりにくいテーマでもあります。実際、各国には京都議定書による縛りがあり、日本は一九九〇年ベースでマイナス六%の温室効果ガスの削減義務が課されています。来年度からは五年間の約束履行の期間が始まりますが、環境省の速報によりますと、現在はマイナスどころかプラス六・四%という状況で、合計一・二・四%の削減を実行しなければならなくなりました。さらには、ポスト京都議定書の二〇二〇年までに一九九〇年ベースで二〇%の削減が義務づけられるという説もあり、そうなれば合計二六・四%の削減を実現しなければならなくなります。政府は、余裕のあるハンガリーから一千万トン二百億円で買い取る話も進めています。また、京都議定書にサインをしていないアメリカ・ブッシュ政権をしり目にオーストラリアは、京都議定書にサインすることを公約に野党が政権を取りました。さらには、環境貢献でノーベル賞を受賞した反ブッシュのゴア元副大統領を、ブッシュ政権の盟友であるイギリスが環境アドバイザーに任命しました。

身近なところでは、ことし七月の集中豪雨を覚えていらっしゃる方が多いと思いますが、予想しにくい短期間の一極集中型の雨の恐ろしさを思い知らされました。私の住む香芝市でも河川の氾濫による被害が出ました。特に下田地区、鎌田地区の被害は、私も目の当たりにして、子どものころからの記憶にもこのようなことはなく、さらには、鎌田地区の住民の方に聞くと、川が崩れたり、家の中まで被害が起こったりしたのは、住んで七十年になるけど初めてのことだと教えていただきました。計画性のない住宅開発も原因の一つですが、地球の温暖化が影響していることは明らかです。

そこで、生活環境部長にお尋ねします。県民の身近なところまで影響が出て市民生活を脅かしているこの状況を考えますと、県としても地球温暖化防止について、何らかの効果的な対応をとる必要があると考えますが、現在の取り組みと、今後どのようにしていくのかをお答えください。

これらの取り組みや提案は、尾崎充典がテーマにしています、奈良に住まうだけで自慢ができるような県づくりが基本にあります。奈良県で誇れる条例や施策を見やすく抜粋しダイジェストにして、県民にも再確認してもらい、さらには県内外へのアピールのツールの一つとして、仮に大和ほっと法度、大和の間に、ほっとすると、温かいという意味を入れて、その後に法度をつけました。のようなネーミングにして、ホームページ等で紹介できたら効果的と考えます。当たり前な条例や、どこにでもある施策のすべてを紹介するのではなく、奈良県の独自性、先進性があり、また、県民運動的に盛り上がってきた条例などが適切かと考えます。今一番の候補は、子どもを犯罪の被害から守る条例がよいと考えます。さまざま議論はありますが、世界の標準が日本で唯一奈良県にあることは自慢してもよいと考えます。あるいは、奈良県の特性に合った温暖化防止条例などもよいと思います。

また、尾崎充典がイメージします大和ほっと法度には、もう一つの意味合いがあります。このネーミングは、武田信玄の甲州法度が、武田信玄自身、みずからに対しても同じように厳しく課しており、当時としては画期的な法であることを知ったからです。さらに、議員や行政の側に厳しく先進性のある条例や施策も必要と考えます。といたしても、息苦しく県民を縛ることが目的ではなく、あくまでも住みやすい、住まうだけで自慢な奈良県をつくるために、心が温かくほっとするまちづくりの道具、ツールにすることが基本です。

そこで知事に、独自性や先進性のある条例や施策をどんどんつくって、つくるだけではなく、県庁を挙げてさらにさまざまな角度から奈良県をアピールしていただくことを要望いたします。

以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。
(拍手)

◆七番（尾崎充典） 以上で質問は終わりたいと思いますが、環境については、この「な～ら」というのがありまして、これをうまく活用していただきたいと思 いますし、知事には元気な奈良づくりのために全力で頑張ってくださいますことをお願い、要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。